証券コード　177A
（発送日）2026年６月10日
（電子提供措置の開始日）2026年６月３日

株　主　各　位

埼玉県坂戸市千代田５丁目１番地３
コージンバイオ株式会社
代表取締役
社　　長　中　村　孝　人

第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては、電子提供措置事項（株主総会参考書類等の内容である情報）等の株主総会資料について電子提供措置をとっており、「第47回定時株主総会招集ご通知」及び「第47回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。
　インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://kohjin-bio.jp/ir/

　上記ウェブサイトにアクセスいただき、ページ中央部右「株主総会関連資料」よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　上記ウェブサイトにアクセスいただき、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

　なお、ご欠席の場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、後記の「株主総会参考書類」をご参照及びご検討いただきまして、2026年６月25日（木曜日）午後６時までに議決権を行使のほど、お願い申し上げます。

敬　具

記

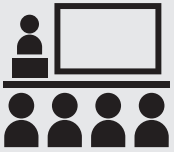
1. 日　　時　　2026年６月26日（金）午前10時30分（受付は午前10時00分より）
2. 場　　所　　埼玉県坂戸市千代田５丁目１番地３
コージンバイオ株式会社　会議室
3. 目的事項
報告事項
１．第45期(2025年４月１日から2026年３月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第45期(2025年４月１日から2026年３月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　会計監査人選任の件
第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬決定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬決定の件
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
(1)議決権行使の期限は2026年６月25日（総会日の前日）の営業終了時刻である午後６時に当社到着分までといたします。
(2)書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(3)書面による議決権行使と電磁的方法による議決権行使が重複した場合は、電磁的方法による議決権行使を優先いたします。また、電磁的方法による議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。

以　上

〜〜〜

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 **2026年６月26日（金曜日）午前10時30分**

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限 **2026年６月25日（木曜日）午後６時必着**



インターネットによる議決権行使

次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、案内に従って、賛否をご入力ください。

行使期限 **2026年６月25日（木曜日）午後６時入力完了分まで**

インターネットによる議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

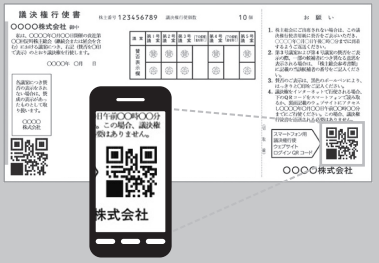
(1) 行使期限は2026年６月25日（木曜日）午後６時までとなっており、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
(2) パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
(3) インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

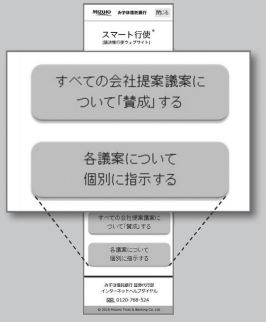
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

① 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



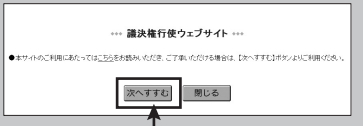
「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の方法（議決権行使コード・パスワードを入力する方法）にて、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記「議決権行使ウェブサイト」へ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

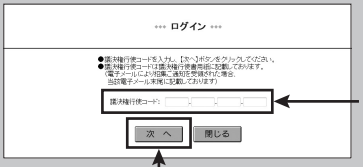
議決権行使ウェブサイト https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

① 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

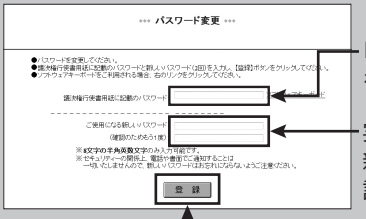
② 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

③ 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

④ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
（年末年始除く午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、内部留保にも意を用い、当社をとりまく環境が依然として厳しい折から次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金 10円0銭　総額51,116,000円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社の事業内容の拡大に伴い、現行定款第２条に規定する事業目的の変更及び追加を行うものであります。

会社運営の柔軟性向上を図る観点から、当社の代表者を代表取締役会長及び代表取締役社長の２名体制へ変更することに伴い、現行定款の第14条（招集権者及び議長）、並びに第22条（取締役会の招集権者及び議長）の規定の一部を変更するものであります。

取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行うものであります。また、その他、条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本株主総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

（下線は変更部分）

現　行　定　款	変　　更　　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第２条(目的)	第２条(目的)
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
（１）動物の血液及び血清の製造及び販売	（１）動物の血液及び血清の製造及び販売
（２）微生物検査、細胞培養に使用される材料の製造、販売及び輸出	（２）微生物検査、細胞培養に使用される材料の製造、販売及び輸出
（３）体外診断用医薬品の製造、製造販売、販売及び輸出	（３）体外診断用医薬品の製造、製造販売、販売及び輸出
（４）医療に関する情報提供サービス	（４）医療に関する情報提供サービス
（５）特定細胞加工物及び再生医療等製品の製造受託業務	（５）特定細胞加工物及び再生医療等製品の製造受託業務
＜新設＞	（６）バイオテクノロジー、生体検査等の分析及び解析業務並びにそれらの受託業務
（６）再生医療に使用される材料の研究、開発	（７）再生医療に使用される材料の研究、開発
（７）医薬品及び化粧品の製造、製造販売及び販売	（８）医薬品及び化粧品の製造、製造販売及び販売
（８）医療機器の製造、製造販売、販売及び修理	（９）医療機器の製造、製造販売、販売及び修理
（９）前各号に附帯関連する一切の事業	(10) 前各号に附帯関連する一切の事業

現　行　定　款	変　　更　　案
第５条（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査役 （３）監査役会 （４）会計監査人	第５条（機関） 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）取締役会 （２）監査等委員会 ＜削除＞ （３）会計監査人
第３章　株主総会	第３章　株主総会
第14条（招集権者及び議長） 株主総会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２．取締役社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、ほかの取締役が株主総会を招集し、議長となる。	第14条（招集権者及び議長） 株主総会は取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２．当該選定された取締役に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、ほかの取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会並びに監査等委員会
第18条（取締役の員数） 当会社の取締役は３名以上７名以内とする。 ＜新設＞	第18条（取締役の員数） 当会社の取締役は３名以上10名以内とする。 ２．前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は５名以内とする。
第19条（選任方法） 取締役は、株主総会において選任する。 ２．（条文省略） ３．（条文省略）	第19条（選任方法） 取締役は、株主総会の決議において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。 ２．（現行どおり） ３．（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
第20条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	第20条（取締役の任期） 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
＜新設＞	２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
２．増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。	３．増員又は任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
＜新設＞	４．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
＜新設＞	５．補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
第21条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会はその決議によって代表取締役を選定する。 ２．＜条文省略＞	第21条（代表取締役及び役付取締役） 取締役会は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 ２．＜現行どおり＞
第22条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２．取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、ほかの取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第22条（取締役会の招集権者及び議長） 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会長又は取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ２．当該選定された取締役に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、ほかの取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前にこれを発する。 ２．取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前にこれを発する。 ２．取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
＜新設＞	第24条（監査等委員会の招集通知） 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員である取締役に対し会日の３日前にこれを発する。ただし、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

現　行　定　款	変　　更　　案
第24条（取締役会の決議の省略） 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。	第25条（取締役会の決議の省略） 当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
＜新設＞	第26条（重要な業務執行の決定の委任） 当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第25条（取締役会規程） 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	第27条（取締役会規程及び監査等委員会規程） 取締役会及び監査等委員会に関する事項は、法令及び定款に定めがあるもののほか、取締役会規程及び監査等委員会規程による。
第26条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財務上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第28条（報酬等） 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財務上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第27条（取締役の責任免除） （条文省略）	第29条（取締役の責任免除） （現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
第５章　監査役及び監査役会	＜削除＞
第28条（員数）	＜削除＞
第29条（選任方法）	＜削除＞
第30条（任期）	＜削除＞
第31条（常勤の監査役）	＜削除＞
第32条（監査役会の招集通知）	＜削除＞
第33条（監査役会の決議）	＜削除＞
第34条（監査役会規程）	＜削除＞
第35条（報酬等）	＜削除＞
第36条（監査役の責任免除）	＜削除＞
第６章　会計監査人	第５章　会計監査人
第37条（選任方法）	第30条（選任方法）
（条文省略）	（現行どおり）
第38条（任期）	第31条（任期）
（条文省略）	（現行どおり）
第７章　計算	第６章　計算
第39条（事業年度）	第32条（事業年度）
（条文省略）	（現行どおり）
第40条（剰余金の配当等の決定機関）	第33条（剰余金の配当等の決定機関）
（条文省略）	（現行どおり）
第41条（剰余金の配当基準日）	第34条（剰余金の配当基準日）
（条文省略）	（現行どおり）
第42条（配当金の除斥期間）	第35条（配当金の除斥期間）
（条文省略）	（現行どおり）

現　行　定　款	変　　更　　案
＜新設＞	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第47回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．第47回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第２項の定めるところによる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

取締役 中村孝人、中村雄一、對比地久義、原稔、山本龍太朗、山野智也子は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、構成員の過半数が社外取締役である指名・報酬委員会からの答申を踏まえ、本人の経歴等を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位	候補者属性
1	中村（なかむら） 孝人（たかひと）	男性	代表取締役社長	再任
2	中村（なかむら） 雄一（ゆういち）	男性	専務取締役 営業統括	再任
3	對比地（ついひじ） 久義（ひさよし）	男性	取締役 研究統括	再任
4	原（はら） 稔（みのる）	男性	社外取締役	再任 社外 独立

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	中村 孝人（なかむら たかひと） （1949年５月23日生） 再任	1973年４月 1981年４月 2003年４月 2009年11月 2014年１月 2014年５月 2022年３月	丸大食品株式会社 入社 コージン株式会社(現当社)設立 代表取締役社長就任(現任) 株式会社ピルム設立 代表取締役就任 孝仁日医生物科技(北京)有限公司 董事長就任 孝仁生物控股(香港)有限公司 Chairman就任(現任) 高金生物科技(上海)有限公司 董事長就任(現任) TAKAコーポレーション株式会社 取締役就任(現任)	2,626,000株
	〔取締役の候補者とした理由〕 会社設立当初からコージンバイオ株式会社代表取締役社長を務め、豊富な経営の経験を有し、優れた経営手腕を発揮してきました。最高責任者ＣＥＯであり、経営全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いする予定です。			

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
2	中村 雄一（なかむら ゆういち） （1978年８月29日生） 再任	2001年４月 2006年10月 2009年４月 2010年５月 2014年７月 2014年10月 2016年１月 2016年６月 2018年６月 2019年６月 2022年３月 2024年６月	大和証券株式会社 入社 新光証券株式会社 （現 みずほ証券株式会社）入社 当社入社 当社取締役就任 孝仁生物控股(香港)有限公司 Director就任(現任) エンバイオ株式会社 代表取締役社長就任(現任) 当社常務取締役 営業統括就任 高金生物科技(上海)有限公司 董事就任(現任) 味の素コージンバイオ株式会社 取締役就任 株式会社ピルム取締役就任 TAKAコーポレーション株式会社 取締役就任(現任) 当社専務取締役 営業統括就任(現任)	53,000株
	〔取締役の候補者とした理由〕 当社において、営業、経営企画、品質保証、研究、新規事業に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2010年より取締役、2016年より常務取締役を務め、2024年からは専務取締役となりました。全般を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いする予定です。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	對比地 久義（ついひじ ひさよし） （1975年７月１日生） 再任	2006年７月	奈良先端科学技術大学院大学 ベンチャービジネスラボラトリー 博士研究員	23,070株
		2007年５月	独立行政法人産業技術総合研究所 生物機能工学研究部門博士研究員	
		2008年４月	オンコセラピー・サイエンス株式会社 入社	
		2009年３月	株式会社アサイラムテクノロジー (現 オックスフォード・インストゥルメンツ株式会社)入社	
		2009年12月	当社入社	
		2015年１月	当社バイオ研究部長	
		2020年４月	当社執行役員 研究・細胞加工統括就任	
		2020年４月	金沢医科大学非常勤講師就任(現任)	
		2021年５月	高金生物科技(上海)有限公司董事就任(現任)	
		2024年６月	味の素コージンバイオ株式会社 取締役就任(現任)	
		2024年６月	当社取締役 研究・細胞加工統括就任	
		2026年４月	当社取締役 研究統括就任(現任)	
	〔取締役の候補者とした理由〕 当社において、研究、品質保証、新規事業に携わるなど、豊富な業務経験を有し、2015年より研究部長、2020年より執行役員として研究・細胞加工統括を務め、業務を的確かつ公正に監督できる知見を有していることから、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断したため、引き続き取締役としての選任をお願いする予定です。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
4	原 稔（はら みのる） （1958年６月16日生） 再任 社外 独立	1983年６月 1983年６月 2002年５月 2005年６月 2008年２月 2019年８月 2020年３月 2021年６月 2022年10月 2023年２月 2023年６月	税理士登録 原稔税理士事務所 所長就任 学校法人若竹中央学園若竹幼稚園 理事就任(現任) 株式会社アルバック 社外監査役就任 株式会社共和工業 会計参与就任 株式会社髙村有機技研 社外監査役就任(現任) 株式会社レンタコムライフ 社外監査役就任(現任) 当社社外取締役就任(現任) 京橋総合税理士法人 共同代表社員就任(現任) 株式会社共和工業 監査役就任(現任) 東京税理士会京橋支部 顧問就任(現任)	10,000株
	〔社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 同氏は、税理士としての専門的知識を有しており、同氏の税務に係る豊富な経験が、当社の持続的な成長と企業価値の向上に大きく貢献するものと考え、社外取締役としての選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として、客観的、中立的立場で当社役員候補者の選定、役員報酬等の決定について関与いただく予定です。			

（注）１．各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
２．中村 孝人氏は、会社法第２条第４号の２に定める親会社等であります。
３．原 稔氏は、社外取締役候補者であります。
４．社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数に関して、原 稔氏の社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって５年となります。
５．当社は、原 稔氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。なお、原 稔氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
６．当社は、原 稔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、原 稔氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
７．原 稔氏の在任期間中において、当社は2025年８月及び2026年１月に厚生労働省から、再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づく行政処分を受けました。原 稔氏は、日頃から当社に対して法令遵守の視点に立った提言を行っており、また上記事実の発生後においても、取締役会等において信頼回復のため、再発防止策の策定に対する助言及びその進捗等を監視するとともに、規律の徹底や更なる強化を求めるなどその職責を果たしております。
８．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対してその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することになる法律上の損害賠償責任に基づく賠償金及び争訟費用を塡補することとしております。ただし、当該被保険者による故意の不正行為又は詐欺行為に基づき発生した損害等については、当該保険により塡補されません。当社取締役は、当該保険契約の被保険者であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。全ての候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約を各候補者の任期途中に同様の内容で更新する予定であります。
９．専務取締役営業統括 中村 雄一氏は代表取締役社長 中村 孝人氏の二親等内の親族であります。
10．代表取締役社長 中村 孝人氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるTAKAコーポレーション株式会社が保有する株式数も含めております。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、構成員の過半数が社外取締役である指名・報酬委員会からの答申を踏まえ、本人の経歴等を総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名			現在の当社における地位	候補者属性		
1	森兼（もりかね）	康博（やすひろ）	男性	社外監査役	新任	社外	独立
2	廣澤（ひろさわ）	一弘（かずひろ）	男性	社外監査役	新任	社外	独立
3	梅津（うめつ）	英明（ひであき）	男性	社外監査役	新任	社外	独立

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
1	森 兼 康 博（もりかね やすひろ） （1956年６月24日生） 新任　社外　独立	1979年３月 2007年４月 2009年６月 2011年４月 2015年６月 2016年６月 2020年６月 2023年12月	トーソー株式会社 入社 同社管理本部経理部長就任 同社取締役管理本部経理部長就任 同社取締役管理本部長就任 同社監査役就任社 同社取締役監査等委員就任 当社社外監査役就任(現任) 高金生物科技(上海)有限公司 監事就任(現任)	3,000株
	〔監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 同氏は、上場企業における経理部長、監査役並びに監査等委員としての経験があり、財務、会計並びに企業の内部管理体制に関する相当程度の知見を有しております。2020年からは当社の社外監査役を務めており、当社のガバナンス体制の一層の充実に資するものと考え、監査等委員である取締役候補者としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
2	廣澤 一弘（ひろさわ かずひろ） （1967年11月19日生） 新任　社外　独立	2004年９月 1992年４月 2002年１月 2002年９月 2007年４月 2011年５月 2013年10月 2015年６月	社会保険労務士登録 小川信用金庫 入社 埼玉懸信用金庫 入社 しんきん証券株式会社 入社 廣澤社会保険労務士事務所 所長就任（現任） 株式会社トータルレンジャー設立 代表取締役就任(現任) 株式会社ウィズ 設立 取締役就任(現任) 当社社外監査役就任(現任)	3,000株
	〔監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 同氏は、社会保険労務士としての専門知識及び豊富な経験を有し、労務並びに企業経営に関する相当程度の知見を有しており、当社のガバナンス体制の一層の充実に資するものと考え、監査等委員である取締役候補者としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	梅津 英明（うめつ ひであき） （1973年３月６日生） 新任　社外　独立	2003年12月 2002年８月 2003年９月 2015年６月 2005年８月	税理士登録 辻・本郷税理士法人 入社 久保税務会計事務所 入所 当社社外監査役就任(現任) 梅津会計事務所 所長就任(現任)	－株
	〔監査等委員である社外取締役の候補者とした理由及び期待される役割の概要〕 同氏は、税理士として税務、財務及び会計の知見並びに企業経営に関する相当程度の知見を有しております。2015年からは当社の社外監査役を務めており、当社のガバナンス体制の一層の充実に資するものと考え、監査等委員である取締役候補者としての選任をお願いするものであります。			

（注）１．各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
２．森兼 康博氏、廣澤 一弘氏、梅津 英明氏は、社外取締役候補者であります。
３．社外取締役候補者が当社の社外監査役に就任してからの年数に関して、森兼 康博氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって６年となります。廣澤 一弘氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。梅津 英明氏の社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
４．当社は、森兼 康博氏、廣澤 一弘氏、梅津 英明氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第２項に定める最低責任限度額としております。なお、森兼 康博氏、廣澤 一弘氏、梅津 英明氏の新任が承認された場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。
５．当社は、森兼 康博氏、廣澤 一弘氏、梅津 英明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、森兼 康博氏、廣澤 一弘氏、梅津 英明氏の新任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
６．森兼 康博氏、廣澤 一弘氏、梅津 英明氏の在任期間中において、当社は2025年８月及び2026年１月に厚生労働省から、再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づく行政処分を受けました。同氏らは、監査の独立性を保持しつつ、取締役の職務執行の適法性や内部統制の有効性を監査する立場から、日頃より法令遵守の徹底を求めております。上記事案発生後においては、事実関係の確認や内部統制上の課題を精査し、必要な是正措置を取締役会に対して求めるなど、監査役としての役割を適切に果たしております。
７．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者に対してその職務の執行に関する責任の追及に係る請求等がなされた場合に、当該被保険者が負担することになる法律上の損害賠償責任に基づく賠償金及び争訟費用を塡補することとしております。ただし、当該被保険者による故意の不正行為又は詐欺行為に基づき発生した損害等については、当該保険により塡補されません。当社取締役は、当該保険契約の被保険者であり、全ての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。全ての候補者は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約を各候補者の任期途中に同様の内容で更新する予定であります。

（ご参考）株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

本定時株主総会において、第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」及び第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の役員スキルマトリックスは次のとおりです。

役職名	氏　名	企業経営	財務・会計	研究・開発・製造	海外事業	営業マーケティング	事業戦略	人事・労務	内部統制リスクマネジメント	社外知見
代表取締役	中村　孝人	●		●	●	●	●	●		
専務取締役	中村　雄一	●			●	●	●			
取締役	對比地　久義			●	●		●			
社外取締役	原　稔		●					●		●
社外取締役（監査等委員）	森兼　康博		●						●	
社外取締役（監査等委員）	梅津　英明		●					●		
社外取締役（監査等委員）	廣澤　一弘							●	●	

（注）各取締役に特に期待する知識・経験・能力であり、取締役の有する全ての知見を表すものではありません。

第５号議案　会計監査人選任の件

会計監査人有限責任あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たな会計監査人としてRSM清和監査法人の選任をお願いしたいと存じます。

監査役会がRSM清和監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、新たな視点での監査が期待できることに加え、当社の事業規模に適した専門性、独立性、品質管理体制を有していること、及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名　　称	RSM清和監査法人		
主たる事務所の所在地	東京都千代田区飯田橋１丁目３番２号　曙杉館４階		
沿　　革	2004年３月	設立	
	2010年５月	RSM Internationalと業務提携	
概　　要	資本金	43百万円	
	構成人員	社員（公認会計士）	24名
		職員（公認会計士）	88名
		（公認会計士試験合格者等）	18名
		（監査補助職員）	22名
		（その他事務職員等）	25名
		（非常勤職員）	33名
		合計	210名
	関与会社数	231社	

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬決定の件

当社の現在の取締役に対する報酬等の総額は、2021年６月18日開催の第42回定時株主総会において、年額２億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含みません。）としてご承認をいただいておりますが、当社は、第２号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、現在の取締役の報酬枠を廃止し、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について本議案のとおり提案いたしたく存じます。

つきましては、これまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬の総額を年額２億円以内（うち社外取締役は年額30百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない）といたしたく存じます。

現在の取締役の員数は６名（うち社外取締役は３名）でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」及び第４号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は４名（うち社外取締役は１名）となります。

当社は、2021年８月11日より取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」を設置し、役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針について継続的な議論を行っております。

本議案は、当社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）のこれまでの取締役の報酬額及び経済情勢等諸般の事情を勘案したものであり、上記決定方針に沿うものであり、その内容は相当なものであると考えております。 なお、本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬決定の件

当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、2021年６月18日開催の第42回定時株主総会においてご承認いただいた監査役の報酬額と同額の、年額40百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、指名・報酬委員会の助言も踏まえ決定したものであり、相当であるものと判断しております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案及び第５号議案が原案どおり承認可決されますと３名となります。

なお、本議案は、第２号議案における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

事　業　報　告

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用環境の改善やインバウンド消費の持ち直しを背景に緩やかな回復基調が続いたものの、物価上昇による実質所得の伸び悩みや、輸出の鈍化などから、先行きには不透明感が残る状況で推移しました。

海外経済においては、米国では雇用・消費は底堅く推移した一方、金融政策の不透明感や通商政策の影響が意識されました。また、中東では米国とイランの武力衝突を背景に地政学的リスクが高まり、エネルギー価格や国際物流、金融市場の変動性が増すなど、世界経済全体に不確実性をもたらしました。

再生医療業界においては、iPS細胞や遺伝子治療を中心に研究開発及び臨床応用が引き続き活発に行われ、細胞培養用培地など基盤製品の需要は中長期的に拡大傾向を示しました。一方、前連結会計年度において需要が大きく拡大した感染症関連製品については、その反動減が顕在化しました。

このような経済状況の中で、当社グループは感染症対策や再生医療の発展のために、経営理念に掲げる「顧客第一主義・品質第一主義」のもと、全従業員がグループ全体の更なる成長とステークホルダーへの貢献に努めております。

当連結会計年度におきましては、組織培養事業では計画を上回る実績を確保した一方、微生物事業における感染症関連製品の反動減、並びに細胞加工事業におけるインバウンド患者数の低迷が、全社業績を押し下げる結果となりました。

以上より、当連結会計年度の売上高は4,939百万円（前年同期比5.1％の減少）となり、営業利益は341百万円（前年同期比65.5％の減少）、経常利益は340百万円（前年同期比68.0％の減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は251百万円（前年同期比68.4％の減少）となりました。

なお、事業分野毎の業績は、以下のとおりであります。

（組織培養事業）
当連結会計年度における組織培養事業は、国内外で再生医療及び細胞治療分野の研究開発や臨床試験が継続的に進展したことを背景に、細胞培養用培地の需要が底堅く推移しました。特に、OEM培地の受注が好調に推移し、主要取引先向け販売の拡大が売上成長を牽引しました。
以上より、売上高は2,539百万円（前年同期比11.9％の増加）、営業利益は946百万円（前年同期比23.7％の増加）となり、組織培養事業は当社グループの中で最も安定した収益基盤として機能し、全社業績を下支えする結果となりました。

（微生物事業）
当連結会計年度における微生物事業は、病院等における臨床検査用途及び産業用途向け培地の需要は概ね安定して推移し計画水準を維持しました。一方、前連結会計年度に大きく伸長した新型コロナウイルス及びインフルエンザ関連製品については、その反動により需要が減少し大幅に計画を下回りました。加えて、在庫廃棄や棚卸資産評価損を計上したことから、利益面では厳しい状況となりました。
この結果、売上高は1,424百万円（前年同期比20.1％の減少）、営業損失は94百万円（前年同期は441百万円の営業利益）となりました。

（細胞加工事業）
当連結会計年度における細胞加工事業は、国内患者向けの再生医療ニーズは一定程度維持されたものの、日中関係の悪化等を背景とした中国人来日者数の減少により、インバウンド患者数が低迷しました。これにより、外国人患者を中心とした細胞加工受託件数が計画を大きく下回りました。
この結果、売上高は974百万円（前年同期比15.6％の減少）、営業利益は79百万円（前年同期比74.5％の減少）となりました。
なお、当社グループでは、特定国やインバウンド患者への依存度を低減する方針のもと、国内医療機関向け受託の拡大、長期契約型案件の獲得、並びに受託プロセスの効率化を進めており、事業基盤の安定化を図っております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は1,043百万円であり、その主なものは、倉庫及び休憩更衣室施設建設工事の残額（367百万円)、及び当該倉庫５階に新設予定の細胞加工施設建設工事及び設置設備（320百万円)、長崎県に取得した工場新設用地（249百万円）であります。

なお、生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去又は滅失に該当する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は継続的な発展、及び経営基盤の安定を図っていくために、以下の２つの事項を今後の事業展開における主要な課題とし、事業運営を進めてまいります。

① 人材の採用・育成

当社グループの主要事業である組織培養事業、微生物事業及び細胞加工事業においては、様々な専門スキルを有する人材が必要となっております。今後、市場の成長に伴う新規参入などによる更なる競争の激化が見込まれる中、多様な専門人材の採用・育成が不可欠となっていることから、当社グループでは、グローバル人材の確保に注力する方針であります。

また、組織規模の拡大・多様化に対応した会社組織としてのガバナンス、従業員サポート、教育の質的向上にも尽力してまいります。

② 当社に対する行政処分について

2025年８月、当社が製造を行った特定細胞加工物等（以下「本製品」といいます。）について、本製品との関係が疑われる死亡事例（以下「本事例」といいます。）が発生したことを受けて、当社は再生医療等の安全性の確保等に関する法律（以下「法」といいます。）に基づく行政処分を受けました。対象クリニックとの再生医療等提供計画に関する本製品及び本製品と製造方法が類似していると考えられる再生医療等提供計画に関する特定細胞加工物等について当該クリニックに対する製造の一時停止等が命じられました。

2026年１月、当社は再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則に定める特定細胞加工物等製造事業者の遵守事項に関する違反を理由とする行政処分（以下「本行政処分」といいます。）を受けました。

当社は、本行政処分を厳粛に受け止め、必要な是正措置及び再発防止策を速やかに講じ、引き続き関係法令を遵守しながら、特定細胞加工物等の製造事業を継続してまいります。
なお、本事例及び法第18条に基づく疾病等報告に係る事案については、現在も調査が行われておりますが、現時点では当社が製造した本製品との因果関係は確認されておりません。

当社は、既に関東信越厚生局からの指摘事項に関する改善に着手しており、特定細胞加工物等の製造供給を行いながら、是正措置や改善計画の策定・実施を進めております。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	2023年３月期 第42期	2024年３月期 第43期	2025年３月期 第44期	2026年３月期 (当期)第45期
売　上　高	百万円 4,742	百万円 4,770	百万円 5,206	百万円 4,939
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 829	百万円 384	百万円 794	百万円 251
１株当たり当期純利益	円 199.23	円 92.43	円 157.57	円 49.11
総　資　産	百万円 6,134	百万円 6,589	百万円 9,066	百万円 8,904
純　資　産	百万円 3,017	百万円 3,342	百万円 5,781	百万円 5,945

(注) 当社は、2023年３月９日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。そのため、第42期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
エンバイオ株式会社	50,000 千円	100.0 %	微生物検査関連製品の販売
孝仁生物控股(香港)有限公司	13,301 千HKD	100.0 %	アジア地域事業統括持株会社
高金生物科技(上海)有限公司	10,000 千HKD	100.0 % (100.0)	組織培養用培地の製造及び販売

(注) 当社の出資比率の（　）内は、間接所有割合で内数であります。

③ 関連会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
味の素コージンバイオ株式会社	475,000 千円	49.0 %	組織培養用培地の製造及び販売

(7) 主要な事業内容

事　　業	主　要　製　品
組織培養事業	細胞培養用培地、医療器具機械
微生物事業	細菌検査用培地、動物血液及び血清、体外診断用医薬品
細胞加工事業	細胞加工受託サービス

(8) 主要な営業所及び工場

① 当社

(2026年３月31日現在)

名　　称	所　在　地
本社工場	埼玉県坂戸市千代田５丁目１番地３
広島CPC	広島県広島市南区比治山本町16-35 広島産業文化センター11階
東京オフィス	東京都豊島区西池袋１丁目11番１号 メトロポリタンプラザビル11階
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区伊勢山２丁目５番10号 中埜金山ビル801号
大阪オフィス	大阪府大阪市淀川区西中島５丁目11番10号 第３中島ビル10階
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区博多駅東２丁目４番30号 いわきビル606号

② 子会社

(2026年３月31日現在)

名　　称	所　在　地
エンバイオ株式会社	東京都品川区東五反田２丁目５番２号 THE CASK GOTANDA 806
孝仁生物控股（香港）有限公司	香港新界恃湾海盛路11号ONE MIDTOWN 13楼01室
高金生物科技（上海）有限公司	中国上海市金山工業区夏寧路818号弄聯東U谷38-39

(9) 従業員の状況

(2026年３月31日現在)

セグメント区分	従業員数
組織培養事業	61(6)人
微生物事業	54(30)人
細胞加工事業	48(2)人
全社（共通）	13(4)人
合計	176(42)人

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー及び契約社員）は最近１年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
２．全社（共通）は、特定のセグメントに区分できない管理部門等に所属しているものであります。
３．従業員数は、前連結会計年度末に比べ９人増加しております。
４．上記のうち、当社の従業員数（臨時雇用者数は除く）は次のとおりであります。

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
150人	38.6歳	6.1年

(10)主要な借入先

借　　入　　先	借　　入　　額
シンジケートローン	675,000 千円
株式会社三井住友銀行	300,000 千円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	300,000 千円
株式会社みずほ銀行	200,000 千円
株式会社東和銀行	200,000 千円
株式会社埼玉りそな銀行	200,000 千円

（注）シンジケートローンは、株式会社埼玉りそな銀行を主幹事とするその他３行からの協調融資によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式の総数　　16,660,000株

（2）発行済株式の総数　　5,111,600株

（3）株主数　　1,745名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
中村　孝人	2,209,500 株	43.23 %
TAKAコーポレーション株式会社	416,500	8.15
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	389,478	7.62
オリエンタル酵母工業株式会社	270,000	5.28
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE－AC)	228,452	4.47
富士フイルム和光純薬株式会社	140,000	2.74
コージンバイオ従業員持株会	118,579	2.32
コスモ・バイオ株式会社	100,000	1.96
渡辺　恒美	78,900	1.54
家田化学薬品株式会社	72,000	1.41

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

（6）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
中村　孝人	代表取締役社長	孝仁生物控股（香港）有限公司 Chairman 高金生物科技（上海）有限公司 董事長 TAKAコーポレーション株式会社 取締役
中村　雄一	専務取締役 営業統括	エンバイオ株式会社 代表取締役社長 孝仁生物控股（香港）有限公司 Director 高金生物科技（上海）有限公司 董事 TAKAコーポレーション株式会社 取締役
對比地　久義	取締役 研究統括	金沢医科大学 非常勤講師 高金生物科技(上海)有限公司 董事 味の素コージンバイオ株式会社 取締役
原　稔	取締役	学校法人若竹中央学園若竹幼稚園 理事 株式会社髙村有機技研 社外監査役 株式会社レンタコムライフ 社外監査役 京橋総合税理士法人 共同代表社員 株式会社共和工業 監査役 東京税理士会京橋支部　顧問
山本　龍太朗	取締役	弁護士法人大江橋法律事務所　パートナー 認定特定非営利活動法人かものはしプロジェクト 監事 慶應義塾大学総合政策学部　非常勤講師 国立大学法人東京外国語大学　非常勤講師 WASSHA株式会社 監査役 株式会社リベルタ 社外取締役 株式会社ティアフォー 社外監査役
山野　智也子	取締役	公認会計士山野智也子事務所 所長 株式会社ブリーチ 社外監査役 クラシコ株式会社 常勤監査役 株式会社JYC TOP代表取締役社長就任

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
森兼　康博	常勤監査役	高金生物科技（上海）有限公司 監事
廣澤　一弘	監査役	廣澤社会保険労務士事務所 所長 株式会社トータルレンジャー 代表取締役 株式会社ウィズ 取締役
梅津　英明	監査役	梅津会計事務所 所長

（注）１．取締役 原 稔氏、山本 龍太朗氏及び山野 智也子氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
２．常勤監査役 森兼 康博氏、監査役 廣澤 一弘氏及び梅津 英明氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
３．取締役 原 稔氏は、税理士の資格を有しており、税務に係る豊富な経験に基づく相当程度の見識を有しております。
４．取締役 山本 龍太朗氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
５．取締役 山野智也子氏は、公認会計士の資格を有しており、会計に関する相当程度の知見を有しております。
６．常勤監査役 森兼 康博氏は、上場企業における経理部長、監査役及び監査等委員としての経験があり、財務、会計並びに企業の内部管理体制に関する相当程度の知見を有しております。
７．常勤監査役である森兼 康博氏は高金生物科技（上海）有限公司の監事を兼務しております。本兼職については、親子会社間のガバナンス整備の一環であり、利害関係に配慮した上で適切に運用しております。
８．監査役 廣澤 一弘氏は、社会保険労務士としての専門的知識及び豊富な経験を有し、労務及び企業経営に関する相当程度の知見を有しております。
９．監査役 梅津 英明氏は、税理士として税務、財務及び会計の知見並びに企業経営に関する相当程度の知見を有しております。
10．専務取締役 中村 雄一氏は、当社の代表取締役社長 中村 孝人氏の二親等内の親族であります。
11．取締役 原 稔氏、山本 龍太朗氏及び山野 智也子氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
12．常勤監査役 森兼 康博氏、監査役 廣澤 一弘氏及び梅津 英明氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額として、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社グループの取締役、監査役等（執行役員、管理職従業員も含む。）であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して損害賠償請求された場合の法律上の損害賠償金及び訴訟費用を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象にならないなど、一定の免責の事由があります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は、以下のとおりであります。また、2021年８月11日より取締役会の任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」を設置し、役員の報酬等の額又は算定方法の決定に関する方針について継続的な議論を行っております。また、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容が当該決定方針に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ．役員報酬の基本方針

当社の役員報酬の基本方針は次のとおりであります。

なお、本方針の決定方法は、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会へ審議結果が報告され、取締役会の決議により決定しております。

（ア）当社役員の役割及び職責に相応しい水準とする。

（イ）過半数以上を社外取締役で構成する指名・報酬委員会（取締役会の任意の諮問機関）の審議を経ることで、客観性及び透明性を確保する。

ロ．役員報酬の構成

当社の役員報酬は、金銭報酬のみで構成され、業績連動報酬は採用しておりません。

（ア）取締役（社外取締役を除く）は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、 経営環境を含めた市場動向や当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

（イ）社外取締役は、客観的立場から当社及び当社グループ全体の経営に対して監督及び助言を行う役割を担うことから、基本報酬（固定報酬）のみの構成とします。

（ウ）監査役は、客観的立場から取締役の職務執行を監査する役割を担うことから、基本報酬（固定報酬）のみの構成とします。

ハ．役員報酬の決定手続

（ア）役員報酬の基本方針に沿って公正かつ合理的な制度運用が担保されるよう、当社の役員報酬の決定に際しては、指名・報酬委員会の審議を経て、取締役会へ審議結果が報告され、取締役会の決議により決定しております。

（イ）各役員の個人ごとの報酬の具体的決定については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、予め株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、取締役報酬については取締役会で、監査役報酬については監査役の協議により、それぞれ決定することとしております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の金銭報酬の額は、2021年６月18日開催の第42回定時株主総会において、取締役が年額２億円以内（うち、社外取締役は年額30百万円以内とし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)、監査役が年額40百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名（うち、社外取締役は１名)、監査役の員数は３名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	112,443 (14,400)	112,443 (14,400)	－ (－)	－ (－)	7 (４)
監査役 （うち社外監査役）	12,000 (12,000)	12,000 (12,000)	－ (－)	－ (－)	3 (３)

（注）取締役の報酬の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

イ. 取締役 原 稔氏は、学校法人若竹中央学園若竹幼稚園理事、株式会社髙村有機技研社外監査役、株式会社レンタコムライフ社外監査役、京橋総合税理士法人共同代表社員、株式会社共和工業社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ロ. 取締役 山本 龍太朗氏は、認定特定非営利活動法人かものはしプロジェクト監事、WASSHA株式会社監査役、株式会社リベルタ社外取締役、株式会社ティアフォー社外監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。なお、同氏は、弁護士法人大江橋法律事務所のパートナーであり、当社と同法律事務所との間には顧問契約がありますが、同氏は、当社の委任案件には一切関与しておりません。

ハ. 取締役 山野 智也子氏は、公認会計士山野智也子事務所所長、株式会社ブリーチ社外監査役、クラシコ株式会社常勤監査役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ニ. 監査役である森兼 康博氏は高金生物科技（上海）有限公司の監事を兼務しております。本兼職については、親子会社間のガバナンス整備の一環であり、利害関係に配慮した上で適切に運用しております。

ホ. 監査役 廣澤 一弘氏は、廣澤社会保険労務士事務所所長、株式会社トータルレンジャー代表取締役、株式会社ウィズ取締役であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

ヘ. 監査役 梅津 英明氏は、梅津会計事務所所長であります。当社と兼職先との間に特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏　名	区　分	主な活動状況
原　稔	社外取締役	当期開催の取締役会15回全てに出席しており、取締役会において、税理士としての専門知識を有し、豊富な経験と知識に基づく議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、役員報酬の決定プロセスの透明性判断及び報酬の妥当性判断に際し、積極的な助言や議論を行っております。当社が2025年８月及び2026年１月に厚生労働省から、再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づく行政処分を受けた際にも、信頼回復のため、再発防止策の策定に対する助言及びその進捗等を監視するとともに、規律の徹底や更なる強化を求めるなど、その職責を果たしております。
山本　龍太朗	社外取締役	当期開催の取締役会15回全てに出席しており、取締役会において、弁護士としての専門的見地からの意見やアドバイスを述べ、当社の社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。当社が2025年８月及び2026年１月に厚生労働省から、再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づく行政処分を受けた際にも、信頼回復のため、再発防止策の策定に対する助言及びその進捗等を監視するとともに、規律の徹底や更なる強化を求めるなど、その職責を果たしております。
山野　智也子	社外取締役	社外取締役就任後、当期開催の取締役会10回全てに出席しており、取締役会において、公認会計士としての専門的見地からの意見やアドバイスを述べ、当社の社外取締役として期待される役割を適切に果たしております。当社が2025年８月及び2026年１月に厚生労働省から、再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づく行政処分を受けた際にも、信頼回復のため、再発防止策の策定に対する助言及びその進捗等を監視するとともに、規律の徹底や更なる強化を求めるなど、その職責を果たしております。

氏　名	区　分	主な活動状況
森兼　康博	社外監査役	当期開催の取締役会15回全て、及び監査役会14回全てに出席しており、過去に上場企業における経理部長、監査役及び監査等委員としての経験を有し、監査業務に精通しており、同氏の豊富な経験と知識に基づく議案審議等に必要な発言を適宜行っております。指名・報酬委員会へもオブザーバーとして参加しており、積極的な助言や議論を行っております。当社が2025年８月及び2026年１月に厚生労働省から、再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づく行政処分を受けた際にも、監査の独立性を保持しつつ、事実関係の確認や内部統制上の課題を精査し、必要な是正措置を取締役会に対して求めるなど、監査役としての役割を適切に果たしております。
廣澤　一弘	社外監査役	当期開催の取締役会15回全て、及び監査役会14回全てに出席しており、社会保険労務士としての専門的知識と、豊富な経営経験を有しており、当社の労務体制を中心としたコンプライアンス及びガバナンス体制について助言や議論を行っております。当社が2025年８月及び2026年１月に厚生労働省から、再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づく行政処分を受けた際にも、監査の独立性を保持しつつ、事実関係の確認や内部統制上の課題を精査し、必要な是正措置を取締役会に対して求めるなど、監査役としての役割を適切に果たしております。
梅津　英明	社外監査役	当期開催の取締役会15回全て、及び監査役会14回全てに出席しており、税理士として税務、財務及び会計の知見並びに経営者としての豊富な経験を有しており、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。当社が2025年８月及び2026年１月に厚生労働省から、再生医療等の安全性の確保等に関する法律に基づく行政処分を受けた際にも、監査の独立性を保持しつつ、事実関係の確認や内部統制上の課題を精査し、必要な是正措置を取締役会に対して求めるなど、監査役としての役割を適切に果たしております。

連結貸借対照表

（2026年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	4,268,157	流動負債	2,369,315
現金及び預金	2,486,185	支払手形及び買掛金	117,007
受取手形	32,405	電子記録債務	66,678
売掛金	562,433	短期借入金	1,500,000
電子記録債権	87,578	１年内返済予定の長期借入金	150,000
商品及び製品	294,693	リース債務	53,788
仕掛品	109,076	未払法人税等	21,195
原材料及び貯蔵品	468,048	賞与引当金	70,281
未収入金	15,868	資産除去債務	11,560
その他	224,464	その他	378,804
貸倒引当金	△12,595	固定負債	589,901
固定資産	4,636,239	長期借入金	225,000
有形固定資産	3,798,198	リース債務	262,721
建物及び構築物	1,880,678	退職給付に係る負債	46,995
機械装置及び運搬具	340,515	資産除去債務	55,184
土地	849,099	負債合計	2,959,217
リース資産	180,046	（純資産の部）	
建設仮勘定	321,587	株主資本	5,800,530
その他	226,272	資本金	1,253,984
無形固定資産	18,927	資本剰余金	1,153,134
ソフトウェア	18,843	利益剰余金	3,393,412
その他	83	その他の包括利益累計額	144,648
投資その他の資産	819,112	その他有価証券評価差額金	3,906
投資有価証券	661,003	為替換算調整勘定	140,742
繰延税金資産	77,313		
その他	80,796	純資産合計	5,945,179
資産合計	8,904,397	負債及び純資産合計	8,904,397

連結損益計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		4,939,025
売上原価		3,081,793
売上総利益		1,857,231
販売費及び一般管理費		1,515,694
営業利益		341,536
営業外収益		
受取利息	4,418	
受取配当金	301	
持分法による投資利益	33,032	
受取賃貸料	11,236	
受取保険金	8,630	
その他	1,649	59,268
営業外費用		
支払利息	38,054	
為替差損	2,805	
支払手数料	2,002	
支払補償費	14,634	
その他	2,356	59,854
経常利益		340,950
特別利益		
補助金収入	11,694	11,694
特別損失		
固定資産除却損	10,383	
投資有価証券評価損	9,999	20,382
税金等調整前当期純利益		332,261

科目	金額	
法人税、住民税及び事業税	95,966	
法人税等調整額	△14,724	81,242
当期純利益		251,019
親会社株主に帰属する当期純利益		251,019

連結株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	1,253,984	1,153,134	3,265,071	5,672,189
当期変動額				
剰余金の配当			△122,678	△122,678
親会社株主に帰属する当期純利益			251,019	251,019
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	－	－	128,341	128,341
当期末残高	1,253,984	1,153,134	3,393,412	5,800,530

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	3,427	106,204	109,631	5,781,821
当期変動額				
剰余金の配当				△122,678
親会社株主に帰属する当期純利益				251,019
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	478	34,538	35,017	35,017
当期変動額合計	478	34,538	35,017	163,358
当期末残高	3,906	140,742	144,648	5,945,179

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第45期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年５月25日

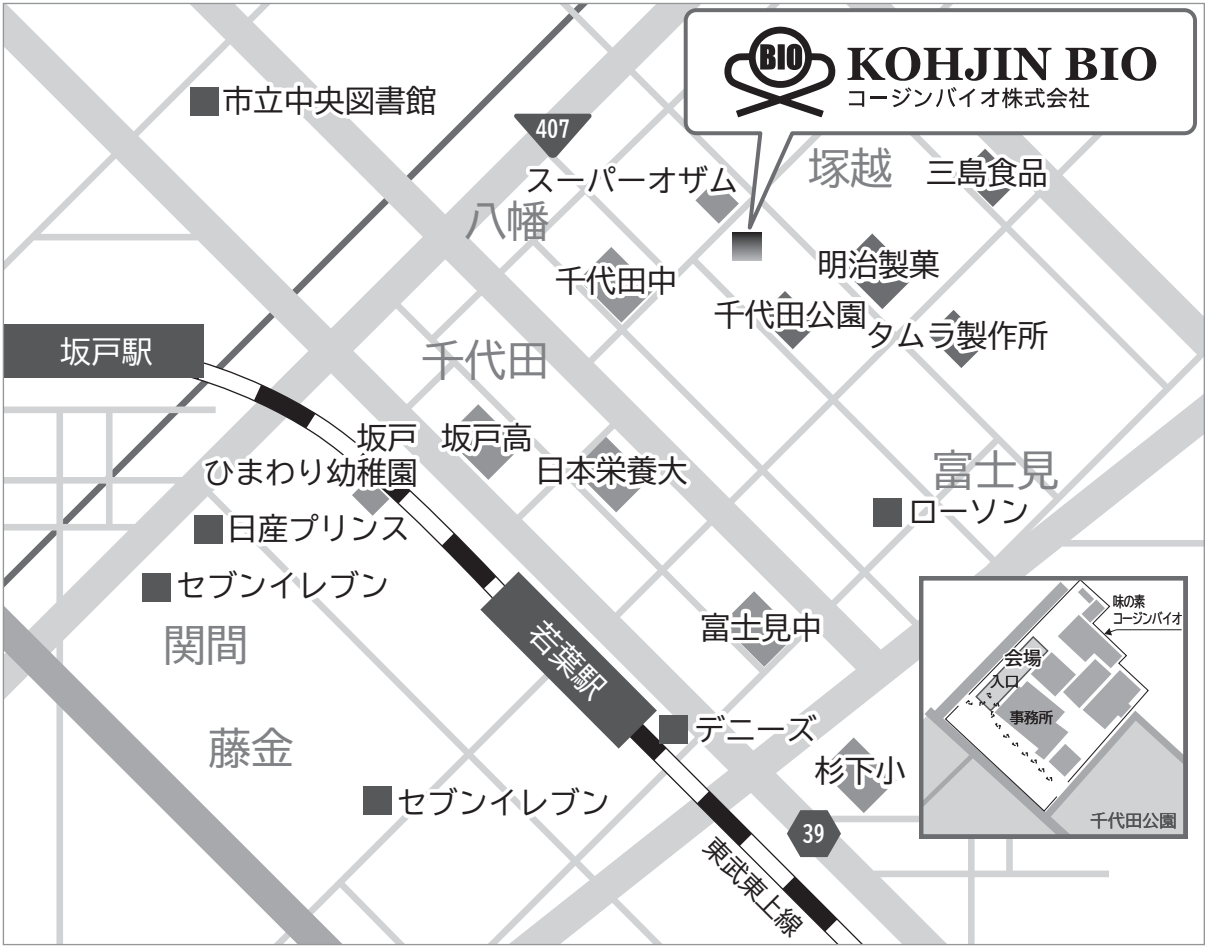
コージンバイオ株式会社

常勤監査役 （社外監査役）	森兼　康博
監　査　役 （社外監査役）	廣澤　一弘
監　査　役 （社外監査役）	梅津　英明

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　埼玉県坂戸市千代田５丁目１番地３
コージンバイオ株式会社　会議室



会場最寄駅 東武東上線若葉駅　徒歩22分
※駐車場はございませんので、ご来場の際は電車等をご利用ください。